



県章

山形県公報

令和6年10月22日（火）
第548号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…1045
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…1046
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…1047
- 県営土地改良事業計画の変更……………（ 同 ）… 同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………（庄内総合支庁森林整備課）… 同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………（都市計画課）…1048
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…1049

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数…………… 同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（会 計 局）…1050

正 誤

告 示

山形県告示第735号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
南陽市上野地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和6年10月19日から令和7年2月21日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第736号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	結 城 裕	尾花沢市若葉町三丁目 8 番26号
同	庄 司 中	北村山郡大石田町大字大石田丙53番地
同	笹 原 哲	尾花沢市桙町一丁目 2 番27号
同	奥 山 良 春	同 大字寺内1056番地
同	本 間 俊 悦	同 丹生1710番地
同	尾 崎 一 成	同 鶴巻田439番地
同	石 川 富 士 太 郎	同 延沢2062番地 1
同	小 座 間 智 夫	北村山郡大石田町大字大石田乙38番地
監 事	星 川 敬 夫	尾花沢市大字押切241番地
同	村 岡 真 也	北村山郡大石田町大字鷹ノ巣字上北原 6 番地
同	佐 藤 重 光	尾花沢市若葉町三丁目14番 3 号

山形県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 6 年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	結 城 裕	尾花沢市若葉町三丁目 8 番26号
同	庄 司 中	北村山郡大石田町大字大石田丙53番地
同	笹 原 哲	尾花沢市桙町一丁目 2 番27号
同	齊 藤 智 実	同 大字荻袋1691番地
同	本 間 俊 悦	同 丹生1710番地
同	尾 崎 一 成	同 鶴巻田439番地
同	五 十 嵐 栄 義	同 延沢1905番地
同	小 座 間 智 夫	北村山郡大石田町大字大石田乙38番地

同	村岡真也	同	鷹ノ巣字上北原 6 番地
監事	佐藤重光		尾花沢市若葉町三丁目14番 3 号
同	黒山誠悦	同	大字押切235番地
同	齋藤民弥		北村山郡大石田町大字豊田611番地

山形県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日
令和 6 年10月11日

山形県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により定めた県営畑地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営畑地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画変更書の写し
- 2 縦覧に供する場所
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和 6 年10月24日から同年11月22日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第740号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 2 項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和 6 年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和6年11月25日から 令和7年3月31日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和6年11月24日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第741号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和6年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- 種 類 長井都市計画道路事業
- 名 称 3・4・1号長井駅海田線

2 施行者の名称

山形県

3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

- 収用の部分 令和4年3月22日東北地方整備局告示第38号の事業地のうち、山形県長井市栄町及び高野町一丁目並びに本町一丁目地内において事業地を変更する。
- 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

令和 6 年10月15日 東北地方整備局告示第60号

山形県告示第742号

次の開発行為は、完了した。

令和 6 年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和 5 年 8 月 9 日 指令村総建第187号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字寒河江字上野甲1149番 2 の一部、甲1150番 2、甲1151番 1、甲1152番 1 の一部、乙881番 2 の一部、丙1946番 1 の一部、丙1947番 1 の一部、丙1948番 1、丙1948番 2 の一部、字高瀬山乙978番 3 の一部（第二工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市本町一丁目 9 番17号 チェリー不動産株式会社

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数、同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第 1 項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年10月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 17, 480人
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 209, 246人
県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数	選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数	選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数
山 形 市	67, 268人	上 山 市	8, 180人	南 陽 市	8, 350人
米 沢 市	21, 402人	村 山 市	6, 274人	東 村 山 郡	6, 865人
鶴 岡 市	33, 758人	長 井 市・ 西 置 賜 郡	14, 308人	最 上 郡	9, 885人
酒田市・飽海郡	31, 197人	天 童 市	16, 861人	東 置 賜 郡	10, 029人
新 庄 市	9, 303人	東 根 市	13, 191人	東 田 川 郡	7, 532人
寒 河 江 市・ 西 村 山 郡	21, 102人	尾 花 沢 市・ 北 村 山 郡	5, 824人		

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ハイリフトローダーの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和6年11月11日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ハイリフトローダー 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年1月30日（金）
- (4) 納入場所 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 山形空港
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品について、国内の空港に納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス、メンテナンス及び部品供給を行う体制があることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 6 年10月31日（木）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月28日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて 3 の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに 2 の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、 2 の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年 3 月県条例第 6 号）第 3 条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Container pallet loader Quantity: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 11, 2024
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023 (630) 2721

		正		誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 6. 10. 15	号外 (26)	1	下から 9	23, 225, 225円	23, 225, 300円

令和 6 年10月22日印刷
令和 6 年10月22日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県